



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 14 日 (金)
第 7 9 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の解除予定 (773) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (774~777) (〃) 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 4
	公の施設の指定管理者の名称の変更 (西部総合事務所県民局) 8
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第773号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字名谷山1369の19・字若杉1397の6・1397の19・1397の31（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第774号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大呂字下山柿1096の1、字宮サコ1097の1、1098の1、1098の2、1099から1109まで、1110の1、1110の2、1111
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第775号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字福原字オノ元上へ391の1、392、字下田上393の1、395
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第776号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市俣谷字男女岩372の2、字三番花373、字モラガ畑374、375の1から375の3まで、375の44、375の45、376の1、大河内字高山672の1、字スンボウ707の1、字釜谷平709の1、字中谷平771の1、771の29、字追回シ772の1、772の2、字にが谷773の1、773の24、字大峯774の1、774の125、上大立字北ヶ谷奥217の1、217の8から217の11まで、218、字コボソウ谷505の1から505の4まで、字志葛根506の2から506の4まで、字隣積507の2、507の3、字淡葛根508の2、508の3、字上桃ノ木谷534、字蟬谷535の1から535の4まで、字一番ヶ杉536の2、536の3、字片枝谷537の2、537の3、字下大流540の1(次の図に示す部分に限る。)、540の2から540の4まで、540の6、字蛇抜谷553の2から553の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 777 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字砂原字西川谷295の1、295の2、297、大字横手字高尾366の5、380から384まで
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字砂原字西川谷295の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字砂原字大峰109、110、字潰谷111、112、字美谷392の1、大字横手字粟谷東平122の1、122の3、122の4、字養老202、203、204の1、字向フ谷340、354から357まで、字福路500の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 28 日付鳥取県告示第 720 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 菊蔵	東伯郡湯梨浜町大字白石字砂尾 111
福井長五郎	〃
山本 菊蔵	東伯郡湯梨浜町大字白石字砂尾 112
福井長五郎	〃
森田源太郎	東伯郡湯梨浜町大字藤津字観音山 1063
森田 又蔵	東伯郡湯梨浜町大字藤津字観音山 1066

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 28 日付鳥取県告示第 721 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山根 祐子	東伯郡三朝町大字久原字榎谷 661 の 13
-------	------------------------

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安藤藤三郎	東伯郡三朝町大字久原字下庄 227 の 2
山根 保	東伯郡三朝町大字久原字下庄 301 の 1
安本 充宏	東伯郡三朝町大字久原字高取 586 の 2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）山根和市長の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡三朝町大字久原字野尻谷 141 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 28 日付鳥取県告示第 722 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字久原字野尻谷 141
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 28 日付鳥取県告示第 723 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮川 昭正	倉吉市八屋字五郎助 410 の 8
岡本 邑蔵	倉吉市八屋字五郎助 410 の 17
涌嶋 仲蔵	倉吉市八屋字狐尾 414

福井豊太郎	倉吉市八屋字狐尾 416
〃	倉吉市八屋字狐尾 417
宮川 昭正	倉吉市八屋字狐尾 418 の 4
〃	倉吉市八屋字林谷奥 419 の 19
福井 繁雄	倉吉市八屋字林谷奥 419 の 27
戸崎 志ん	倉吉市八屋字林谷奥 419 の 43
松本 ひさ	倉吉市八屋字林谷奥 419 の 54

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年鳥取県規則第 91 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から名称を変更した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

公の施設の名 称	変更の内容			変更年月日
	変更事項	変更前	変更後	
鳥取県立大山 駐車場	指定管理者の名称の変更	大山町観光協会	大山町観光協会大山観 光局	平成19年6月17日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 19 年 10 月 4 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する 者
		平成 19 年 10 月 22 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達案件及び数量
鳥取県立厚生病院血管撮影画像診断・処理解析システム構築業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間

契約の日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等（以下「入札関係書類等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、入札関係書類等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札金額は(1)に掲げる調達案件に係る機器等の金額を合計した額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予算額

210,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 19 年 9 月 14 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成 19 年 9 月 14 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 入札書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービス又は医療・理化学機器に係るものを有していること。なお、この総合評価一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 12 日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

オ 平成 14 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 300 床以上の病院から受注した血管撮影画像診断・処理解析システム構築業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完遂した実績を有すること。

カ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院医療情報管理室
電話 0858-22-8181 (内線 3550)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成 19 年 9 月 14 日 (金) から同月 27 日 (木) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 19 年 9 月 14 日 (金) から同月 27 日 (木) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 1 日 (木) 午前 11 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。)
鳥取県立厚生病院大会議室 (外来・中央診療棟 5 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の(1)のオの実績に係る書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 9 月 28 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 10 月 24 日 (水) 午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。
なお、価格点の上限は、500 点とする。

$$\text{価格点} = 500 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(4) (2) 及び (3) により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Hospital Digital Advanced Angiography System, 1 Set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 28 September, 2007
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 24 October, 2007
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 1, November, 2007
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 1, November, 2007
- (5) Please contact : Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 3550

別記 落札者決定基準

(単位:点)

評価の内容(考え方)	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 導入による診療・日常業務の効率化及び現行業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 効率的検査体制 (3) 高度医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な効率化及び改善効果が明示され、検査体制についても優れた提案であること。 ・機器導入による検査時間縮減及び術者被曝低減に関する提案が図られていること。 ・超微細病変の診断・治療に係る事項等、今後の高度医療提供に関する提案がされていること。 	60
	医療過誤防止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療過誤を防止するための優れたチェック機能がハード・ソフト別に提案がされていること。 	50
2 機器全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に関する考え方	(1) システム構成 (2) 既存システムとの連携 (3) 操作性及び検査精度	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な機器構成及び配置がなされ、標準的なデータ形式を採用していること。 ・要求仕様に対する企画提案内容及び方法(標準・特別仕様) ・病院が求める周辺システムとの連携が可能であること。 ・表示画像に周辺機器(ポリグラフ等)と連携した最適化が図られた提案となっていること。 ・総合医療情報システム(電子カルテ)導入ベンダー及び放射線システム(RIS・PACS)との継ぎ目のないデータ連携を実現するための明確な提案がなされていること。 ・指定する検査データを抽出し加工できる提案となっていること。 ・システム機器構成及び電子データ保存に関して十分な仕様を有すること。 ・設置場所の設定等、提案機器の操作性の向上が図られていること。 ・血管及び病巣部が細部まで描出可能であり、透視時マイクロカテールの描出等が細部まで観察可能であること。 ・血管等の解析機能が3次元再構成像を含め十分な提案となっていること。 	120
3 システムの安定性、堅牢性及び応答性に関する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	<ul style="list-style-type: none"> ・障害対策、バックアップシステムの構成 ・セキュリティ確保対策が取られていること。 ・繁忙時及び大量データ処理時のストレスのない応答性、周辺システムとの応答性、情報量増大時の応答性確保対策が取られていること。 	70
4 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	支援体制 保守及び維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制 ・優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。 	80
5 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に関する考え方	導入時のコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築に係る具体的なコスト内容及び妥当性 ・構築時におけるシステムエンジニア等の人件費が圧迫されていないこと。 	30
	導入後のコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がされていること。 ・維持費用を抑制できる優れた提案がされていること。 ・検査機器及びシステムに接続する医療機器の変更増設等に際する新たな経費負担の程度 ・消耗品の範囲が明確であり経費負担に対し適切な提案がされていること。 ・データベース構造を公開し、全てのデータ移行時に新たな経費負担の伴わない提案となっていること。 ・システム全体を維持するための保守費用及び保守内容の詳細な提案がされていること。 	200
6 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての病院職員の意見反映に関する考え方	(1) 導入体制 (2) 明確なスケジュール提案	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に係る人員がシステム全体に適切に確保されていること。 ・総括責任者及び担当職員の同種業務における技能。 ・開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 	20
	病院職員の意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に当たり病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。 ・マスタ(システム制御に関する基本要素)の作成に対する技術支援及び院内業務変更に対する支援の方法並びに内容 ・管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等 ・システム本格稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画 	70
7 提案機器及びシステム全般に関する考え方	基本仕様に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・基本仕様書(入札説明書と同時に配布する仕様書)「3 技術的要件の概要」から「別紙 技術仕様書」に定める項目に対して、実現するとの回答があること。(評価に当たっては、実現するとの回答があった項目数に応じて加点する。) 	300
総 合 計			1000